



◎ 寄附金に係る税額控除制度の適用申請について

(平成 26 年 12 月 1 日)

会員の皆さまの個人情報の利用目的については、入会届をいただく際にお渡ししている入会届写しに記載してお知らせしているところですが、このたび、新たな利用目的を追加いたしますので、公表いたします。

このほど、本会は個人よりいただく寄附金（拠出金を含む。）につきまして、「税額控除制度」の適用法人となるため、佐賀県へ申請を行うことといたしました。

この認定を受けますと、寄附者（会員である寄附者を含む。）の皆さまが、寄附金をもとに一定の計算した額を税額もしくは所得から控除できる優遇を受けられるようになります。

この申請書類の「寄附金受入明細書」に会員の皆さまの氏名及び住所を記載して佐賀県知事へ提出することになりましたので、お知らせいたします。